

著作権法の視点で考える生成AI

—何が許され、何が問題になるのか—



MITSUI & CO.
GLOBAL STRATEGIC
STUDIES INSTITUTE

三井物産戦略研究所
技術・イノベーション情報部 知的財産室
松浦 由依

Summary

- 生成AIの利用には、著作権をはじめとする知的財産法上のリスクが伴う。本レポートでは、生成AIと著作権法の基本的な考え方、国ごとの規制の違い、リスクと今後の課題を整理する。
- 生成AIと著作権法の関係は「開発・学習段階」と「生成・利用段階」の2つのフェーズに分けて考える。日本は学習目的でのデータ利用の自由度が高く『機械学習パラダイス』とも称される。しかし、生成AIが活用するデータと権利保護のバランスをめぐり新たな議論が生じている。
- 著作権法は、人間の創作的寄与が認められない限りAI生成物を著作物として保護しない。一方で、AI生成物による権利侵害や保護の必要性といった問題も指摘されている。

1. 活用が進む生成AI、リスクはどこにあるか

生成AIと著作権法：基本的な考え方

近年、AI技術の急速な進歩により、生成AIの利用が拡大し、ビジネスにおいてもさまざまな形で活用されている。一方で、生成AIおよび生成AIによって作られたコンテンツ（以下、AI生成物）の利用には、著作権をはじめとする知的財産法上のリスクが伴う。

生成AIと著作権法の関係は、「開発・学習段階」と「生成・利用段階」の2つのフェーズに分けて整理する。それぞれ以下のリスクが考えられる。

- 開発・学習段階：学習データの適法性に関するリスク
- 生成・利用段階：AI生成物による権利侵害、AI生成物の保護および不正利用に関するリスク

著作権法は属地主義¹を採用しているため、開発・学習、生成・利用がどの国で行われるかによって適用される法律が異なる。国ごとに著作権侵害のリスクや商業利用の可否が大きく異なることがあるため、各国のルールを確認することが求められる。

¹ 各国の著作権法の効力は、その国の領域内に限定されるという考え方。つまり、日本の著作権の効力は日本国内に、米国の著作権の効力は米国内に限定される。

2. 生成AIと著作権法：日本

2-1. 開発・学習段階での考え方

生成AIの学習には大量のデータが用いられ、その中に著作物が含まれる場合、著作権侵害の問題が生じる可能性がある。しかし、日本の著作権法では、「著作物を享受する目的²」でなければ問題ないと規定されており（第30条の4第2号）、学習目的でのデータ利用の自由度が高い。このため、日本は『機械学習パラダイス³』とも称される。この環境は、AI開発企業にとって技術開発の加速要因となるだけでなく、AIモデルの高度化と実用化を促進し、医療、ロボット、クリエイティブ産業など幅広い分野に影響を与える。海外企業にとっても魅力的であり、日本市場への参入や研究拠点の設置を促す要因となる。

2-2. 生成・利用段階での考え方

著作権法は人間が創作したモノのみを著作物として保護し、人間の創作的寄与⁴が認められない限りAI生成物を著作物として認めない。一方で、AI生成物が既存の著作物を侵害する可能性はある。

著作権侵害の判断基準は、AI生成物も既存の著作物と同様に「依拠性⁵」と「類似性」が要件となる。たとえばAI生成物が「ドラえもん」に類似するイラストである場合、AI利用者がプロンプトに「ドラえもん」と入力していれば依拠性ありと判断される。さらに注意すべきは、AI利用者が意図していなくても、学習データに「ドラえもん」のイラストが含まれているだけで依拠性が認められる可能性がある。

また、AI生成物を自身の著作物と偽る問題⁶も指摘されている。これにより、本来認められない権利行使が可能となるほか、著作物と信じて投資した者の保護が不十分になる懸念がある。現行著作権法のもと保護されないAI生成物に対して、新たな保護の枠組みが必要との議論もあり、今後の動向が注目される。

2-3. 属地主義と準拠法

生成AIサービスにおいて、開発から提供、利用までのプロセスが国内で完結する場合、日本の著作権法が適用されるのは自明である。一方、日本の事業者が、X国のサーバ上で生成AIを学習させ、そのAIを稼働させて日本のユーザにサービスを提供する場合には、日本とX国のどちらの著作権法が適用されるかが問題となる。

近年、インターネットを介した著作権侵害の事案では、属地主義の原則が緩やかに解釈される傾向にある。この前提のもと、本件については次のように整理できる。

■ 開発・学習段階：日本国内で実質的な学習作業が行われていれば、日本が利用行為地とみなされ、

² 文章の著作物を閲読する、音楽・映画の著作物を鑑賞するなど、知的・精神的欲求を満たす効用を得られる行為が「享受する目的」にあたる。

³ たとえば、上野達弘「情報解析と著作権——『機械学習パラダイス』としての日本」人工知能36巻6号（2021年11月）745-749ページ。

⁴ 人間が創作に対して直接的な貢献を行うこと。

⁵ 既存の著作物を参考にして創作すること。

⁶ いわゆる「濫称（せんしょう）コンテンツ」問題。

日本の著作権法が適用される。

- 生成・利用段階：日本でAI生成物が出力される場合、日本の著作権法が適用される。

3. 生成AIと著作権法：各国の制度とグローバルな課題

3-1. 米国

米国は、コモン・ローを基盤とする法体系⁷を採用しており、日本の著作権法とは異なる特徴をもつ。開発・学習段階、生成・利用段階のいずれにおいても、既存の著作物の利用に関し個別の規定は設けられておらず、フェアユース⁸に該当するか否かが著作権侵害の争点となる。

米国は世界最大規模の生成AI市場を有し、世界の主要なAIモデルの約70%が米国に拠点を置く企業や学術機関によって開発されている⁹。その一方で、生成AIの学習プロセスにおける著作権侵害を主張した複数の訴訟が提起されている。法的な枠組みや規制の整備が今後の課題とされる。

3-2. 欧州

欧州では、AIに関するEU規制枠組みであるAI規則（EU AI act）が採択されており、著作権法を含む知的財産権に関する規定も含まれている。加盟国は、次の共通ルールを基盤としつつ、自国の状況に応じた追加規制を導入できる。

共通ルール（EU AI act）

- 透明性の義務：生成AIの開発者は、学習データの要約を公開する義務がある。
- 著作権の遵守：著作権者がオプトアウトを表明したコンテンツをAIの学習対象から除外する義務がある。

たとえば英国では、商業目的で他人の著作物を生成AIの学習に無断利用することは認められていない。日本と比較すると著作権者の保護を重視する姿勢であり、『機械学習パラダイス』にはほど遠い。

3-3. 中国

中国の著作権法には、AI生成物の著作物性や生成AIの学習行為に関する明確な規定がなく、他の法令に委ねられている。

2024年2月、中国で初めて生成AIサービス提供事業者の賠償責任を認める判決が示された。「ウルトラマン」の中国ライセンス企業が、許諾なく画像を学習データとして使用したことを著作権侵害として提訴し、裁判所は無断利用が侵害に該当すると判断した。この判決から、中国では著作物の学習利用に明示的な許諾が必要であると解釈され、日本や米国と比べて合理的利用（フェアユース）の概念が狭いことが示

⁷ コモン・ローは判例法主義の法体系、日本の法体系は成文法主義の大陸法。

⁸ 公正利用（フェアユース）であれば、著作権者の許諾がなくても、著作物を再利用できることを示した法原理。

⁹ [How CEOs Can Navigate the New Geopolitics of GenAI | BCG](#)

された。

2025年1月、中国のAI企業「DeepSeek」が、OpenAIの大規模モデルの出力を利用し、「蒸留¹⁰」により小規模モデルを構築した可能性があると報じられた。この手法が著作権侵害に該当するかは法的に明確ではなく、現行制度では判断が難しい。

図表：各国の制度まとめ

	日本	米国	欧州	中国
開発・学習段階	データ利用の自由度が高い『機械学習パラダイス』	フェアユースの適用が争点	透明性の義務があり、オプトアウト可	データ利用には明示的な許諾が必要
生成・利用段階	【共通】人間の創作的寄与がないAI生成物は著作物として保護されない、 著作権侵害の判断基準は通常の著作物と同様			
		フェアユースの適用が争点	AI生成物であることを明示する義務がある	明確な規定はないが、判例で示された

出所：三井物産戦略研究所作成

4. 生成AIのデータ利用と権利保護の課題

4-1. 生成AIに学習されることを嫌うユーザー

2024年11月、SNSプラットフォームX(旧Twitter)は、ユーザーの投稿内容をAI学習に活用することを明文化した。X社が開発する対話型AI「Grok」のトレーニングに利用される可能性があるが、学習対象から完全に除外されるオプトアウトオプションは提供されていない。

これに対し、特にクリエイターから強い反発が相次いだ。本人の許可なく、投稿したコンテンツが生成AIの学習に利用されれば、AI生成物が元のクリエイターと競争し、市場を奪う可能性がある。一部のクリエイターは「無断学習禁止」と明記したウォーターマークを作品に入れるなど対策を講じているが、法的拘束力はなく、効果は限定的である。

生成AIの進化は、多くのデータに支えられている。しかし、開発企業がその恩恵を受ける一方で、データ提供者であるユーザーには報酬や権利の還元がない。この不均衡な利益構造のもと、大手テック企業がAI市場を独占し、クリエイターや一般ユーザーが不利益を被る可能性もある。AIの発展に貢献したユーザーが正当に評価および保護される枠組みをどう構築するかが、今後の大きな課題となる。

4-2. 日本における議論

¹⁰ 大きいモデルが持っている知識（一度学習したエッセンス）を小さいモデルに教え込む方法。

各国において、データ提供者への適切な評価や報酬の枠組みの構築は重要な課題と認識されているが、具体的な制度や法的枠組みの整備はまだ途上である。日本でも、この問題に関する議論が活発に行われており、内閣府が主催する「AI時代の知的財産権検討会」では、生成AIが活用するデータと権利保護のバランスをどのように取るかが主要な論点となっている。

前述のとおり、生成AIに関する議論では「開発・学習段階」と「生成・利用段階」を分けて考える必要がある。日本において、現状『機械学習パラダイス』なのは「開発・学習段階」のみであり、「生成・利用段階」における著作権侵害は許されない。したがって、侵害コンテンツの生成（出力）を防ぐ措置についても、適切な対応が求められるだろう。

5. 生成AIの未来と法規制：国際協調の展望

生成AIの技術進展と普及に伴い、著作権法はさらなる適応を迫られている。現状は、法的リスクが各国間で異なるため、利用地域における規制に対応した運用体制を整えることが不可欠である。今後、①学習データの適法性やAI生成物の保護など著作権法の適用範囲の見直し、②国際的なルールの整備、③データ提供者との利益調整が主要な論点となるだろう。国境を越えて活用される生成AIに対し、国際的なルールの整備は特に望まれる。

生成AIの法的リスクを最小化し、ビジネス機会を最大化するためには、国内外の法的枠組みへの理解と迅速な対応が求められる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社および三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社および三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。